

## Subsphereサービス利用規約 【現改比較表】 2023年4月24日現在

～2023年5月23日	2023年5月24日～
<p>第1条～8条（略） （当社が行う本契約の解約）</p> <p>第9条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。</p> <p>(1) 契約者が第11条(利用停止)第1項各号の規定に該当したとき。</p> <p>(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービスの料金を支払わないとき。</p> <p>(3) 契約者が第4条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。</p> <p><u>2 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。</u></p> <p>(1) 緊急又はやむを得ない場合</p>	<p>第1条～8条（略） （当社が行う本契約の解約）</p> <p>第9条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。</p> <p>(1) 契約者が第11条(利用停止)第1項各号の規定に該当したとき。</p> <p>(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービスの料金を支払わないとき。</p> <p>(3) 契約者が第4条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。</p> <p><u>(4) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。</u></p> <p>(1) 緊急又はやむを得ない場合</p>
<p>（秘密情報の取り扱い）</p> <p>第30条 1項～5項（略）</p> <p>6 当社は、第1項の定めにかかわらず、<u>第33条</u>（第三者への委託）に定める委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者の承諾を別途得ることなく、契約者の秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は、委託先に対して、本条の定めに基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。</p>	<p>（秘密情報の取り扱い）</p> <p>第1条 1項～5項（略）</p> <p>6 当社は、第1項の定めにかかわらず、<u>第32条</u>（第三者への委託）に定める委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者の承諾を別途得ることなく、契約者の秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は、委託先に対して、本条の定めに基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。</p>
<p>別紙</p> <p>本サービスにはType AとType Bがあります。メニュー体系およびプランの詳細は、別途お見積もり時に交付する関連資料等をご参照ください。</p>	<p>別紙</p> <p>本サービスにはType Bがあります。メニュー体系およびプランの詳細は、別途お見積もり時に交付する関連資料等をご参照ください。</p>

<p>1 細則</p> <p>1-1. <u>TypeA (powered by Smart Billing) については、本規約本文に加え、以下の条件が適用されます。</u></p> <p><u>(1) 第23条に定めるサービス廃止の予告期間：6カ月前</u></p> <p><u>(2) 第8条に定める契約者による解約時の様式提出期限： 解約希望日の60日前までに当社所定の様式を提出すること</u></p> <p><u>(3) 契約期間</u></p> <p><u>①最低利用期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・従量プラン：利用開始日から6カ月後の日の属する月の前月末迄となります。</u></li> <li><u>・定額Aプラン：利用開始日から5年後の日の属する月の前月末迄となります。</u></li> <li><u>・定額Bプラン：利用開始日から1年後の日の属する月の前月末迄となります。</u></li> </ul> <p><u>②最低利用期間内において利用契約が終了した場合を除き、本契約は最低利用期間満了日の翌日から以下に定める通常契約期間毎に自動的に更新されるものとし、以降もまた同様とします。</u> <u>また、通常契約単位が「なし」である場合は、第8条（契約者が行う本契約の解約）又は第9条（当社が行う本契約の解約）に基づき契約が解約されるまで継続するものとします。</u></p> <p><u>通常契約期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・従量プラン：なし</u></li> <li><u>・定額Aプラン：1年間</u></li> <li><u>・定額Bプラン：1年間</u></li> </ul> <p><u>(4) 契約者の義務</u></p> <p><u>当社に届け出た事項の変更が生じる場合は、変更予定日の30日前までに当社所定の書式により通知するものとします。通知の懈怠、遅延若しくは不到達、又は記入漏れもしくは内容の誤りその他これらに類する事由に起因又は関連して当社が債務を履行できない場合、又は契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。</u></p>	<p>1 細則</p> <p>1-1. <u>削除</u></p>
---	-----------------------------------

(5) 料金請求データ等の取り扱い

① 当社は、料金請求データ等をバックアップするものとします。なお、当該バックアップは、料金請求データ等をその状態のまま、当社所定の記録媒体に保存するのみとなります。

① 当社は、料金請求データ等に破損又はエラーその他の不具合が生じた場合、契約者の依頼に基づき、前項のバックアップにより取得したデータを用いて復旧作業を実施するものとします。ただし、当社は、復旧作業後の料金請求データ等について、正確性、完全性及び正常状態への復旧について、一切の保証責任を負わないものとします。

② 当社は、本契約が終了した場合、料金請求データ等をすべて削除することができるものとします。ただし、本契約の一部を解約する場合は、削除対象とする料金請求データ等について、契約者と別途協議するものとします。

③ 第1項の料金請求データ等のバックアップ、当該バックアップによる料金請求データ等の復旧、又は料金請求データ等を削除したこと、若しくは削除しなかったことに起因又は関連して契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 料金

2-1. TypeA (powered by Smart Billing)

(1) 基本メニュー料金 (個別見積もりとなります)

料金項目 プラン名	初期費用	月額利用料	
		基本利用料	従量利用料
従量プラン	本サービスを利用するための初期環境構築 (※1)	本サービスを利用するための利用料	月額決済額に応じ、月額決済額に所定の料率を乗じて算定した利用料
定額Aプラン		年間決済額に応じ	—
定額Bプラン		て規定する所定の利用料	—

(※1)

①プラン毎に初期費用が発生します。

2 料金

2-1. 削除

②サービス利用開始日が属する月の翌月以降、他の利用料金の初回請求と合算して請求します。

③解約があった場合でも、返金はいたしません。

(2) オプションメニュー料金（個別見積りとなります）

<u>料金項目</u> <u>プラン名</u>	<u>初期費用</u>	<u>利用料</u>	
		<u>月額利用料</u>	<u>随時利用料</u>
<u>オプションメニュー</u>	<u>本オプションを利用するための初期環境構築（※1）</u>	<u>本オプションを利用するための利用料</u>	
<u>導入支援サービス</u>	二	二	<u>支援作業に応じた利用料</u>
<u>運用支援サービス</u>	二	二	

(※1)

①サービス利用開始日が属する月の翌月以降、基本サービスの利用料金と合算して請求します。

②解約があった場合でも、解約までに要した初期費用及び月額利用料相当分はお支払い頂くものとし、既にお支払い済の場合でも返金いたしません。

附 則（令和5年3月24日 CAS2サ01039673号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年5月24日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。